

## 継続的専門能力開発(CPD)認定登録書(参加学習型)

プログラム番号	—
教育形態	講習会
プログラム名	キャリア・サポーター養成講座
主催者(団体)	<p>○一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団(以下「財団」)</p> <p>○キャリア・サポート事業運営委員会(以下「運営委員会」)が実施を認定した都道府県支部・学校法人等</p> <p>※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため開催中止。(令和3年度は TCE 財団支部等の開催も中止)。</p> <p>※都道府県支部・学校法人等が実施する場合の手続は別紙1「養成講座実施要項」(支部委員会等での実施)、別紙5「学校主催の講座の流れ」を参照。</p>
開催日程	<p>不定期</p> <p>○財団の今年度の予定開催日程は次のとおり。</p> <p>・東京:令和4年8月3日(水)～5日(金)</p> <p>※令和3年度(計画)は別紙4「実施要項」(日時)を参照。</p> <p>○今年度実施予定の支部等は未定。</p>
総時間	<p>講習時間は合計21時間(3日間、休憩時間を除く)。</p> <p>※別紙4「実施要項」(日程)を参照。</p>
開催場所	<p>不定(東京会場1回)。</p> <p>○財団の今年度の予定開催場所は次のとおり。</p> <p>・東京:日本電子専門学校</p> <p>※令和3年度(計画)は別紙4「実施要項」(場所)を参照。</p> <p>○今年度実施予定の支部等は未定。</p>
対象者	<p>受講資格は次のいずれかの要件を満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団が認める職業教育・キャリア教育機関の教職員で、かつ当該機関の長が推薦すること(非常勤及び就任予定者を含む)</li> <li>・その他の教育機関の教職員で学生・生徒のキャリア教育やキャリア支援に携わっている者</li> </ul> <p>※令和3年度(計画)は別紙4「実施要項」(受講資格)、別紙7「受講申込書(兼推薦書)」を参照。</p> <p>○原則として財団の都道府県支部に加盟する学校に所属する者(開催案内は、財団主催は財団から全国の支部加盟校に、支部主催は当該支部から当該都道府県内の加盟校に送付。支部加盟の学校法人等主催は当該学校法人等が設置校や関連校に開催を通知)。</p>
定員	<p>○原則1会場24名(8名以上)</p> <p>※令和3年度(計画)は別紙4「実施要項」(定員)を参照。</p>
題目	<p>○学生のキャリアを効果的に支援する「キャリア・サポーター養成講座」</p> <p>※令和3年度(計画)は別紙2「開催案内」(表題)、別紙3「講座概要」を参照。</p>
プログラム(次第)	<p>○プログラムは次の項目の流れで進行。</p> <p>①若者を受け止めよう(デモンストレーション、学生の現状点検)</p>

	<p>②仕事、キャリア、キャリア開発(私の履歴書、仕事の根っ子、なぜ働くのか)</p> <p>③キャリア・サポートのためのコミュニケーションスキル(基本態度、学生とのコミュニケーション)</p> <p>④自己理解の促進(自分らしさの気づき、キャリア・アンカーの考察、エゴグラムによる自己分析、検査フィードバックの留意点、ライフ・キャリア)</p> <p>⑤仕事理解とキャリア・ガイダンス(職業興味と職業選択、職業興味検査(VPI)の考察、仕事理解とキャリア・ガイダンス)</p> <p>⑥キャリア・サポートの姿(どうするキャリア・サポート、実践を誓って) ※別紙3「全体プログラム」を参照。</p> <p>○講師は財団認定のトレーナー(別紙1「養成講座実施要項」(講師)、別紙4「実施要項」(認定講師プロフィール)を参照)。</p>
内容	<p>3日間の全課程を履修後、1週間以内にレポートを提出(課題内容等の詳細は講座のなかで説明)。レポート内容は、担当トレーナーによる確認を経た後、運営委員会が審査する。</p> <p>審査の結果、修了が認められると、「キャリア・サポーター認定証」を授与、認定・登録を行う。</p> <p>※別紙1「養成講座実施要項」(修了及び認定)、別紙4「実施要項」(認定要件)を参照。</p> <p>※講座修了・認定者が在籍する学校(令和3年度の計画)は別紙6「受講者アンケートからの抜粋」を参照。</p>
プログラムの目標	<p>学生生徒の職業観の醸成、職業人生の考え方等を側面支援し、学生生徒自身が自立的に取り組み、決定していくために、教職員に必要とされるマインド(態度や姿勢・考え方)を養成することを目的とする。</p> <p>※別紙1「養成講座実施要項」(目的等)、別紙3「全体プログラム」(目的・特徴)を参照。</p> <p>※受講者の講座に対する評価の概要(令和3年度の計画)は別紙6「受講者アンケートからの抜粋」を参照。</p>
CPD点数	60点
料金	<p>○財団の場合は都道府県支部の加盟校1名73,000円、その他の学校107,000円(教材費、審査及び認定・登録料を含む)</p> <p>※別紙4「実施要項」(受講料)(審査及び認定・登録料)を参照。</p> <p>○都道府県支部・学校法人等の場合は実施主体ごとにより異なる(財団での審査及び認定・登録料を含む)。</p>
備考(問い合わせ先)	<p>○一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 事務局 総務課 TEL:03(3230)4814 FAX:03(3230)2688 E-Mail: csm@sgec.or.jp</p> <p>○今年度実施予定の支部等は未定。</p>
詳細URL	<p>一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団の研修研究事業を紹介するページのURLは以下のとおり。</p> <p><a href="https://www.sgec.or.jp/index_new.cgi">https://www.sgec.or.jp/index_new.cgi</a></p>

## 別紙 1 (2022.04.22)

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団

### 「キャリア・サポーター養成講座」実施要項

#### (通則)

- 第1条 研究研修事業等に関する規程（以下「規程」という。）第14条第1項第2号に定める事業のうち、「キャリア・サポーター養成講座」は、この要項の定めるところにより、規程第2条第1項に定める委員会（以下「中央委員会」という。）が実施する。
- 2 中央委員会は、前項に定めるキャリア・サポーター養成講座を円滑に運営するため、キャリア・サポート事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
  - 3 運営委員会は、この要項に定めるキャリア・サポーター養成講座の運営に関する事項を中央委員会に報告するものとする。

#### (目的等)

- 第2条 本講座は、教員等のキャリア・サポート・マインドを培うことを目的とする。
- 2 前項に定めるキャリア・サポート・マインドは、学生が自分自身の「キャリア（働く意味、進路選択、職業適性、仕事人生等）」を自発的に設計・選択・決定できるように支援する上で、教職員が有するべき態度や姿勢をいう。

#### (受講資格及び受講者)

- 第3条 本講座の受講資格は、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。
- (1) 規程第14条第2項で定めた教職員で且つ当該機関の長の推薦する者であること（非常勤の者及び就任予定の者を含む）。
  - (2) 第2条の目的を理解して受講を希望する者であること。
- 2 本講座の1回の受講者は、原則として8名以上24名までとする。

#### (講師)

- 第4条 本講座を運営する講師は、別に定める養成研修を受講し、合格の評価を受けて中央委員会が認定・登録した者（以下「キャリア・サポーター養成トレーナー」という。）のなかから、運営委員会がその都度選任するものとする。
- 2 前項に定めるキャリア・サポーター養成トレーナーは、「キャリア・サポーター養成講座運営のためのトレーナーズ・ガイド（以下「トレーナーズ・ガイド」という。）」に従って講座を進めるものとする。

#### (講座の運営)

- 第5条 本講座の履修テーマ、時間及び内容は別に定める全体カリキュラムのとおりとし、1日ごとの内容及び順番等を変更せず実施するものとする。
- 2 前項に定める講座は、原則として同一年度内の連続する3日間で行うものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、運営委員会が第2条第1項に定める講座の目的等を達成し得ると認めるときは、1日目の開講から3週間以内に全課程を終了する方法で行うことができる。

(教材等)

第6条 本講座は、次の各号に掲げる教材等を使用するものとする。

(1) キャリア・サポーター養成講座ステップガイド

(2) その他、別に定めるトレーナーズ・ガイドで指定されている、または例示されている教具や資料

2 キャリア・サポーター養成トレーナーは、前項に定める教材等のほか、事前に運営委員会が第2条第1項に定める講座の目的等の達成に必要なと認めた教材等を使用することができる。

(修了及び認定)

第7条 本講座の受講者のうち、受講の意欲や態度等が第2条第1項に定める講座の目的等を理解していると運営委員会が認めた者で、次の各号の要件を同時に満たしている者を修了とする。

(1) 第5条に定める講座の3日間の内容を全て受講した者

(2) 講座の受講後1週間以内に指定された課題を提出し、運営委員会が当該の課題を評価して修了と認めた者

2 中央委員会は、前項に定める要件を満たした者を認定して「キャリア・サポーター」の認定証を授与する。

(支部委員会等での実施)

第8条 本講座は、規程第2条第1項第2号に定める支部委員会（以下「支部委員会」という。）又は運営委員会が適正な講座を実施可能と認める組織及びキャリアコンサルタント（以下「支部委員会等」という。）で実施することができる。

2 支部委員会等で実施する講座の運用等については第2条から第7条を準用する。

3 支部委員会等は、講座実施45日前までに運営委員会へ事業計画案を提出し、承認を受けなければならない。

4 支部委員会等は、講座実施後1ヶ月以内に運営委員会へ終了報告書を提出するとともに、キャリア・サポーター審査・認定料（1名につき11,000円）を納入しなければならない。

5 運営委員会は、認定審査の結果、キャリア・サポーター認定が否決された者について、審査・認定料の返還は行わないものとする。

(個別講座の実施)

第9条 第5条の規定に関わらず、本財団及び支部委員会等は、本講座またはキャリア教育の普及促進等を目的とする研修等の実施にあたり、運営委員会の承認を受けた上で本講座のプログラムの一部を1日または2日の個別講座（以下、「個別講座」という。）として実施することができる。

2 支部委員会等は、研修等実施45日前までに運営委員会へ研修等の実施案を提出し、承認を受けるものとする。

3 支部委員会等は、研修等実施1週間前までに、別に定める個別講座のプログラム料を納入しなければならない。なお、一度納入されたプログラム料の返還は原則として行わない。

4 前項に関わらず、第2項で提出された実施案が本財団の行うキャリア・サポート事業に特

に有益であると運営委員会が認めた場合は、プログラム料の納入なしに個別講座を行うことができる。

- 5 個別講座の講師は本財団が認定した、キャリア・サポーター養成トレーナーが担当するものとする。
- 6 個別講座の講師謝金は、原則として運営委員会が別に定めるキャリア・サポーター養成講座の講師謝金と同等とする。
- 7 支部委員会等は、研修等実施後2週間以内に運営委員会へ終了報告書を提出するものとする。
- 8 本条に定めるもののほか、個別講座の実施に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(キャリア・サポーターによる地域別勉強会への支援)

第10条 キャリア・サポーターが地域別に開催する勉強会(以下、「地域勉強会」という。)を主催する団体またはキャリア・サポーター(以下、「地域勉強会主催者」という。)は、運営委員会の承認を受けた上で、本財団から開催費補助等の支援を受けることができる。

- 2 支援を受けることのできる地域勉強会は、次のものとする。
  - (1) プログラムが、キャリア・サポーター等の啓発・能力向上に資するものであること。
  - (2) 講師を除く参加者総数が5名以上であること。
  - (3) 専ら同一法人、同一グループからの参加者を対象として行われるものでないこと。
- 3 本財団が行うことのできる支援は次のものとする。
  - (1) 開催費(会場借料、講師謝金、講師旅費、印刷製本費、通信費)の総額を上限とする別に定める開催費補助。
  - (2) 本財団による後援名義の使用許可。
  - (3) 地域勉強会開催にあたっての助言・提案。
- 4 支援を希望する地域勉強会主催者は、実施3週間前までに運営委員会へ企画案を提出し、承認を受けるものとする。また、実施後2週間以内に、報告書(収支報告を含む)などを提出するものとする。
- 5 本財団は、地域勉強会の実施内容を広報活動に使用することができる。
- 6 本条に定めるもののほか、地域勉強会への支援実施に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(補則)

第11条 この要項に規定されていない事項については、中央委員会において審議の上、これを定めるものとする。

附則

- 1 この要項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、次の者はキャリア・サポーター養成講座を修了した者として認め、キャリア・サポーターの認定および登録を行うものとする。

- (1) 平成16年12月15・16・17日に実施した「CSM講座実証講習会」の全課程を受講した者
  - (2) 「キャリア・サポーター養成講座 講師養成研修及び認定等に関する実施要項」においてキャリア・サポーター養成トレーナー（旧・CSMトレーナー）の認定・登録を受けた者
- 3 この実施要項は、平成26年4月1日から改正施行する。  
この実施要項は、平成26年5月12日から改正施行する。  
この実施要項は、平成28年2月3日から改正施行する。  
この実施要項は、平成28年5月13日から改正施行する。  
この実施要項は、平成28年12月16日から改正施行する。

理事長・学校長 殿

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団

理事長 福田 益和

公印省略

## 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団

～学生のキャリアを効果的に支援する～

### 令和3年度 キャリア・サポーター養成講座 開催のご案内

※新型コロナウイルス感染症対策につきましては、  
集合研修感染予防ガイドライン (7頁に掲載)に基づき、研修会を進めます。

- 職業実践専門認定要件 企業等と連携して、教育に対し、実務に関する研修を組織的に実施)に対応!
- 教員の教育力向上に寄与!
- 都道府県支部や学校単位で講座を開催できます!

文部科学省「専修学校の質保証 向上に関する調査研究協力者会議」が (3年ぶり) 始動し、専修学校における質保証 向上がますます求められています。また、コロナ禍で厳しい状況ではありますが、学生には将来、社会的 職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。学生のキャリア支援を充実させるため、今一度、教職員のキャリア・サポートメントの養成が重要です。

教職員の方々が学びを止めず、「キャリア」について研鑽していくことは教育力向上にもつながります。本養成講座を通してその有効性をぜひ感じてください!

また、8名以上がまとまって受講される場合、各校・地域で実施することをご検討いただくと、効果的に実施することができます。学校・法人単位で行うことで、組織内の教職員間の良好な関係構築にも寄与できる講座となっています。

キャリア・サポートとは・・・

学生・生徒が自分自身のキャリア (仕事に関わる人生) を  
主体的に設計・選択・決定できるように支援すること

本講座は、キャリア・サポートを推進するために、教職員が持つべき態度や姿勢・考え方を養成する独自のプログラムで行われる研修です。開講18年目 全国で約1,400名のサポーターが活躍しています。

【お問合せ・お申込み先】

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団<略称:TCCE財団>

(Association for Technical and Career Education)

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館

TEL 03(3230)4814 FAX 03(3230)2688







## 実施要項

### 【1. 日程】

第1日目 令和3年8月4日(水) 10:00~18:00

第2日目 " 5日(木) 9:00~17:00

第3日目 " 6日(金) "

※講座初日のみ開始・終了時刻が異なります。

ご注意ください。

グループワークを中心とした内容となります。また、修了要件にもかかわりますので、全日程を通じての参加をお願いします。部分参加、日程途中からの参加者変更はご遠慮ください。

### 【2. 場所】

日本電子専門学校

東京都新宿区百人町1-25-4

<http://www.jec.ac.jp/>

### 【3. 定員】

原則として、24名までとさせていただきます。

※定員になり次第、締め切りとさせていただきます。

※申込が8名未満の場合、中止とさせていただきます場合があります。

### 【4. 受講資格】

次の①または②いずれかの要件を満たす方。

- ① 本財団が認める職業教育・キャリア教育機関の教職員で且つ当該機関の長が推薦する方(非常勤及び就任予定者を含む)
- ② 上記以外の教育機関の教職員で学生・生徒のキャリア教育やキャリア支援に携わっている方。

### 【5. 受講料】

TCE 財団の都道府県支部会員校・・・1名 62,000円

上記以外・・・1名 96,000円 (共に教材費を含みません。)

※移動に伴う交通費・宿泊費は含みません。各自でお手配願います。

※TCE 財団の都道府県支部は、本財団HPの「名簿等」にてご確認ください。

※お申し込み受付時に、送金先口座等をお知らせします。

### 【6. 認定要件】

3日間の全日程を履修後、1週間以内にレポート

をご提出いただきます。課題内容等の詳細は講座のなかで説明いたします。

レポート内容は、担当トレーナーによる確認を経た後、キャリア・サポート事業運営委員会が審査します。審査の結果、修了が認められると「キャリア・サポーター認定証」が授与され、認定・登録されます。

### 【7. 審査及び認定・登録料】

1名 11,000 円

(受講料と共に徴収させていただきます)

### 【8. 申込期限】

令和3年7月21日(水)

※定員になり次第、締め切りとさせていただきます。

※申込FAX 受付次第、受講希望者ご本人様に受付完了の電子メールをお送りいたします。

### 【9. 申込期限】

本案内8ページ目の「推薦書兼受講申込書」に必要事項をご記入の上、ファクシミリにてお申し込みください。

→申込先 FAX :03 (3230) 2688

<お問い合わせ先>

〒102-0073

東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館11階

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団

総務課 藤井 菊池

TEL 03 (3230)4814 e-mail:fuji@sgec.or.jp

kkuch@sgec.or.jp

◆◆◆◆◆ 認定講師プロフィール ◆◆◆◆◆

キャリア・サポーター

養成トレーナー 西田 君美雄 氏

Office W-Panning 代表

<資格>

●キャリアコンサルタント(国家資格)

●2級キャリアコンサルティング技能士

## 都道府県支部や学校単位で講座を開催できます

学校主催の講座の流れ

学校法人や都道府県協会等の主催による、キャリア・サポーター養成講座も実施することができます。



### 1. 講座を立案し、財団事務局へ事業計画案を提出

受講料・講師謝金等の設定を含む事業計画案を、講座実施一ヶ月前までに財団事務局へご提出していただきます。

受講料は、財団事務局へ支払う審査・認定料（実施要項参照）、講師謝金（原則として税込210,000円）講師旅費（実費）を含めて設定してください。

### 2. 受講者を募集し、受講料を徴収

受講者の募集と、審査・認定料を含む受講料を徴収してください。1講座あたりの受講者数は、原則として8名以上24名までとします。受講料は、財団事務局へ支払う審査・認定料（実施要項参照）を必ず含めて徴収してください。

### 3. 講座を運営、講師謝金の支払い

養成講座カリキュラムに基づき、21時間（1日7時間×3日間）実施してください。キャリア・サポーターとして認定されるためには、認定トレーナーによる講座21時間の全課程受講が必修です。連続する3日間、または1日目の開講から3週間以内に全課程を終了する日程で実施していただく必要があります。備品（文房具等）及び副教材は、都道府県協会・学校法人等で準備してください。

主な副教材：キャリア・アンカー I セルフ・アセスメント（1冊838円×人数分）

「VPI職業興味検査」問題・回答用紙（20名分セット11,000円程度）

### 4. 受講者レポートの提出

全課程履修後、受講者「課題レポート・アンケート」を取りまとめ、財団事務局へ提出してください。課題レポート・アンケートの内容、取りまとめ方法は、財団事務局から連絡します。

### 5. 審査・認定・登録料の支払いと認定書の送付

キャリア・サポーター審査・認定料（1名につき11,000円）を本財団にお支払いいただきます。審査を経て本財団がキャリア・サポーターを認定した方には、本財団から主催団体に認定証を一括してお届けします。

<お問合せ先>

〒102-0073

東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館11階

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団

総務課 藤井 菊池

TEL 03 (230)4814 e-mail:fujii@sgec.or.jp/kkuch@sgec.or.jp

全国約 1,400名のサポーターが活躍しています！

～受講者アンケートからの抜粋～

※事務局により一部編集



### 受講生の評価が

**「大変良かった」 95.5%!**

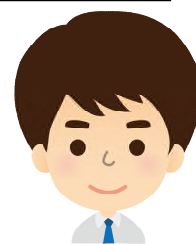
毎年 受講された教職員の方々から 学生への支援のやり方がわかった」という感想をいただいています。受講者アンケートより その一部をご紹介します。



養成講座に参加して、キャリア サポートの重要性について、多くの学びを得ることができました。特に、グループワークが中心だったので、メンバーからの具体的なアドバイスや事例の話を、分野を超えて共有することができました。



学校に戻ってどのように教職員・学生に返していけるのかを考えながら受けていましたが、全てが持ち帰って実践していきたいと思える内容でした。



他の参加者の方と問題や課題を共有でき、また、それについて話し合うことで皆様のキャリアを知ることができました。また、自分自身を見つめ直すことで、様々な発見や気づきがあり 有意義な時間を過ごすことができました。



## FAX 03-3230-2688

## 受講申込書 兼推薦書) ※コピーしてお使いください

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団  
 キャリア・サポーター事業運営委員会 御中

令和 3 年 月 日

教育機関名 (学校名) \_\_\_\_\_

校長名 \_\_\_\_\_ 印

(個人参加の場合、ご記入は不要です)

学生のキャリアを効果的に支援する「キャリア・サポーター養成講座」の受講を申し込みます。

＜ご返信先＞送付状は不要です。本状のみ送信ください。

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 総務課

開催日・会場	令和3年8月4日(水)～8月6日(金) 日本電子専門学校		
貴校名	※受講料は原則としてお申し込みの教育機関名(学校名)にてお振込ください。法人名にてお振込予定の場合は、以下の記入欄に法人名をご記入ください。		
	教育機関名(学校名)	法人名	
受講希望者名	ご芳名	性別	生年月日
	フリガナ		
		1. 男	西暦 年 月 日
		2. 女	
	部署・役職名等	教員・職員	
	1. 教員	2. 職員	
	※ご提供いただいた個人情報は、講座開催前後の事務連絡、講習時のグループ分け及び修了後の関係情報提供以外には利用いたしません。		
	※講師・受講者・事務局に配布する「受講者名簿」には都道府県名・氏名・学校名のみ掲載させていただきます。		
受講希望者連絡先	教育機関(学校)所在地		
	〒		
	TEL	—	—
	FAX	—	—
	E-mai ※必ずご記入ください。		
受講料(教材費を含む)	TCE財団の都道府県支部の会員校教職員…1名:62,000円 上記以外…1名:96,000円 ※別途、審査及び認定・登録料11,000円が必要となります。 ※「TCE財団の都道府県支部」は、本財団HPの「名簿等」にてご確認ください。		